

平成 27 年 2 月 9 日

会社法改正に伴う監査等委員会設置会社への移行について

大知法律事務所
弁護士 高野 哲也

1. はじめに

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正法」といい、改正法により改正された後の会社法を「改正会社法」といいます。）が、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 91 号）とともに、平成 26 年 6 月 20 日に成立し、同月 27 日に公布されました。改正法は平成 27 年 5 月 1 日より施行されることが予定されています。

改正法は、コーポレート・ガバナンスの強化および親子会社に関する規律等の整備に関する事項を中心に、本稿において取り上げる監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務の新設、社外取締役等の要件の厳格化、多重代表訴訟制度の創設、組織再編等の差止請求の拡充等、会社法制全体にわたって多数の項目の改正を行ったものであり、会社実務に大きな影響を与えるものと言われています。

本稿では、株式会社の機関設計として新たに創設された監査等委員会設置会社について、その内容および監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行した場合のメリット等について説明します。

この監査等委員会設置会社には多くの上場会社から高い関心が示されており、平成 27 年の定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行する方向で検討している上場会社の数は数十社程度あるという意見もあります。

2. 監査等委員会設置会社の概要等

(1) 概要

監査等委員会設置会社とは、代表取締役をはじめとする業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として、3人以上の取締役から成り、かつ、その過半数を社外取締役とする監査等委員会が取締役会の一組織として設置された株式会社をいいます（改正会社法第 2 条第 11 号の 2）。

この監査等委員会が監査を担いますので、監査等委員会設置会社には監査役（会）は設置されません（第 327 条第 4 項）。また、監査等委員会設置会社には、監査等委員会のほか、取締役会および会計監査人を置かなければならないこととされています（第 327 条第 1 項第 3 号・第 5 号）¹。

¹ なお、監査等委員会の名称に「等」が追記された理由としては、監査等委員会が、監査

(2) 監査等委員会設置会社が創設された理由・背景

① 現行の主な機関設計

現行の会社法における主な機関設計としては、監査役（会）設置会社および委員会設置会社²がありますが、この委員会設置会社制度を採用している会社はごく少数であり、多くの株式会社では監査役設置会社（上場会社の場合には監査役会設置会社）制度を採用しています³。

② 監査役（会）制度の機能的限界

これまでの商法改正および会社法の制定に際して、何度も監査役（会）の権限が強化され、監査役（会）制度は我が国において十分な成果を上げてきたという意見がある一方で、監査役（会）は、代表取締役を始めとする業務執行者の選定および解職の権限を有しておらず、また、取締役会の決議における議決権を有していないことから、その監査機能の強化には限界があるとの指摘がされてきました。

特に、海外機関投資家にとっては、監査役制度に馴染みはなく、「監査役制度はわかりにくい」という批判もありました。

③ 社外取締役の活用の要請

他方で、業務執行者に対する監督については、特に上場会社について、社外取締役の機能を活用すべきであるとの指摘が強くなされてきました。これは、取締役会の決議において議決権を有する社外取締役には、業務執行者から独立した立場で、業務執行全般を評価し、これに基づいて取締役会における業務執行者の選定または解職の決定に関して議決権を行使すること等を通じて、業務執行者に対する監督を実行的に行うこと等を期待することができることによります。

なお、改正法において、社外取締役の選任の義務化は見送られたものの、社外取締役が業務執行者に対する監督上重要な役割を果たし得ることに鑑み、事業年度の末日において一定の上場会社等が社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年

機能にとどまらず、後述のとおり、①業務執行者を含む取締役の人事（指名および報酬）に関する株主総会における意見陳述権を有し（第342条の2第4項、第361条第6項、第399条の2第3項第3号）、また、②利益相反取引につき取締役の任務懈怠を推定する規定は、当該取引に対して監査等委員会の承認を受けたときは適用しない（第423条第4項）こととしている点で、監督機能も担っていることを示す趣旨で当該用語を用いることになりました。

² 委員会設置会社は、改正会社法の下では、指名委員会等設置会社に名称が変更されません。

³ 株式会社プロネットの調査によれば、東京証券取引所（JASDAQを含む。）に上場している企業3,412社のうち、監査役会設置会社は3,354社（98.3%）、委員会設置会社は58社（1.7%）とのことです（平成25年4月～平成26年3月決算企業）。

度に係る定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないこととされています（第327条の2）。これと併せて、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告および株主総会参考書類の内容として、株主に開示する旨の会社法施行規則の改正が進められています。

④ 委員会設置会社への心理的抵抗感

現行の会社法において、2人以上の社外取締役が選任され、その機能を制度上活用することが予定されている委員会設置会社制度が、海外機関投資家から高く評価されている一方であまり採用されていない理由としては、社外取締役が過半数を占める指名委員会および報酬委員会に、取締役候補者の氏名や取締役および執行役の報酬の決定を委ねることへの抵抗感等があるとの指摘がされています。

⑤ 社外取締役選任の負担

上場会社の場合、取引所の定める上場規則において、上場会社は取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない旨の規定が定められており（東京証券取引所有価証券上場規程第445条の4参照）、監査役会設置会社制度を採用している上場会社においても任意に社外取締役を選任している企業は増加傾向にはあるものの、いまだ社外取締役の選任が一般的であるとは言い難く、複数名の社外取締役を選任している企業は多くありません。その原因としては、監査役会設置会社においては2名以上の社外監査役の選任が義務付けられているところ、これに加えて社外取締役を選任することの重複感があるとの指摘がなされています。

また、社外役員の数が増えることにより役員報酬の負担が重くなることへの負担感もあるという意見もあります。

⑥ 監査等委員会の創設

以上のとおり、業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として、監査をする旨が業務執行者の任免を含む取締役会の決議における議決権を有することとするとともに、重複感・負担感をできるだけ避けつつ社外取締役の機能を活用しやすくするための方策として、新たな機関設計を認める必要があり、改正法において監査等委員会設置会社制度が創設されるに至りました。

(3) 監査等委員会・各監査等委員の職務・権限等

① 監査等委員会について

監査等委員会の職務は、(i)取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成、(ii)株主総会に提出する会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定、ならびに、(iii)業務執行者を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人事（指名および

報酬) についての監査等委員会の意見の決定です (第 399 条の 2 第 3 項各号)。これらの職務のうち、(i)および(ii)の職務は、監査役設置会社における監査役および委員会設置会社における監査委員会の職務と同様のものですが、(iii)の職務は、監査役および監査委員会にはない、監査等委員会独自の職務です。

また、一般に、利益相反取引によって会社に損害が生じたときは、一定の取締役について任務懈怠を推定することとされていますが (第 423 条第 3 項)、監査等委員会設置会社においては、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) との利益相反取引について、監査等委員会が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠を推定しないこととされています (同条第 4 項)。これも、監査等委員会設置会社についてのみ認めている規律です。

さらに、監査等委員会は、監査等委員会設置会社の取締役等および子会社に対する報告徴求・業務財産調査権を有しており、監査等委員会が選定する監査等委員がこれらの権限を行使することができます (第 399 条の 3 第 1 項・第 2 項)。これは、委員会設置会社における監査委員会と同様です。

② 各監査等委員について

各監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案等について法令または定款に違反していると認める場合等には、その旨を株主総会に報告しなければなりません (第 399 条の 5)。

また、各監査等委員は、取締役による不正行為等があると認める場合には取締役会へ報告する義務を負うとともに (第 399 条の 4)、取締役が法令または定款に違反する行為をしようとしている場合等には差止請求権を有しています (第 399 条の 6)。

(4) 監査等委員会設置会社における取締役会の職務・権限等

監査等委員会設置会社の取締役会の職務は、(i)会社の業務執行の決定、(ii)取締役の職務の執行の監督、ならびに、(iii)代表取締役の選定および解職です (第 399 条の 13 第 1 項各号)。

また、取締役会は、原則として、監査役会設置会社の場合と同様に、重要な財産の処分および譲受け、多額の借財などの重要な業務執行の決定を取締役に委任することはできないとされていますが (同条第 4 項)、例外的に、取締役の過半数が社外取締役である場合または定款で定めた場合には、取締役会は、その決議によって、一定の事項を除き、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能です (同条第 5 項・第 6 項)。

(5) 監査等委員会の独立性確保のための制度

① 構成について

監査等委員会を構成する監査等委員である取締役 (3 名以上) の過半数は社外取締役

でなければなりません（第 331 条第 6 項）。

② 選解任について

まず、監査等委員の選任について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をしなければならず（第 329 条第 4 項）、また、監査等委員会に、監査等委員である取締役の選任議案への同意権および監査等委員である取締役の選任の議題または議案の提案権が付与されています（第 344 条の 2 第 1 項・第 2 項）。

次に、監査等委員の解任については、監査役の解任と同様に、株主総会の特別決議が必要となります（第 344 条の 2 第 3 項、第 309 条第 2 項第 7 号）。

また、監査役の解任と同様に、監査等委員である各取締役は、監査等委員である取締役の選解任または辞任についての株主総会における意見陳述権（第 342 条の 2 第 1 項）を有するとともに、監査等委員である取締役を辞任した者に、株主総会における辞任に関する意見陳述権（同条第 2 項・第 3 項）等を有しています。

③ 任期について

監査等委員である取締役の任期は 2 年とし、かつ、定款または株主総会の決議による任期の短縮を認めないこととしています（第 332 条第 1 項・第 4 項）。

これに対して、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は 1 年としています（同条第 1 項・第 3 項）。

④ 報酬等について

取締役の報酬等に関する事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定款または株主総会決議により定めなければなりません（第 361 条第 2 項）。

また、監査等委員である各取締役に、監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会における意見陳述権が付与されています（同条第 5 項）。

3. 監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行する場合のメリット等

(1) ガバナンスの強化が期待できること

監査役（会）は、代表取締役を始めとする業務執行者の選定および解職の権限を有しておらず、また、取締役会の決議における議決権を有していないことから、その監査機能の強化には限界があるとの指摘がありました。監査等委員会の場合には、業務執行者を含む取締役の人事（指名および報酬）に関する株主総会における意見陳述権を有していることなど、業務執行者へ監査・監督権限が強化されています。

また、監査等委員会の過半数を社外取締役が占めており、業務執行者から独立した立場で監査等をする立場にあることから、ガバナンスの強化が期待できるものとされています。

(2) 機動的な経営が可能になること

取締役の過半数が社外取締役である場合または定款で定めた場合には、取締役会は、その決議によって、一定の事項を除き、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となるため、取締役会は、その意思決定権限の多くを代表取締役に権限委譲することができず。

社外取締役または社外監査役が選任されている場合には、取締役会を招集して開催するまでに一定の期間を要することが想定され、スピード経営が阻害されるとの指摘もありましたが、監査等委員会設置会社に移行する定款変更とあわせて代表取締役への権限委譲を認める定款変更を行うことにより、機動的な経営が可能になります。

(3) 株主代表訴訟等のリスク低減につながる

監査等委員である取締役以外の取締役と会社との利益相反取引について、監査等委員会の承認を受けた時は、取締役の任務懈怠を推定する規定は適用されないこととされています。そのため、取締役が利益相反取引を行い、これにより会社に損害が生じた場合において、株主代表訴訟等により当該利益相反取引における過失の有無が争われたとしても、過失の存在にかかる立証責任が転嫁されるため、取締役の責任が認められるリスクは軽減されることとなります。

(4) 海外機関投資家からの評価が得られやすいこと

指名委員会および報酬委員会を設置せずに監査委員会のみを設置する機関設計は海外（特に新興国）においても広がっており、海外機関投資家にとっても比較的馴染みやすい制度といえます。

また、Institutional Shareholder Services Inc.（ISS）が制定しているISS議決権行使助言方針（ポリシー）においても、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行（定款変更議案）は、原則として賛成を推奨することとされています⁴。

(5) 社外監査役を社外取締役として選任できる場合があること

監査役会設置会社の場合、社外監査役を2名以上選任する必要がありますが、昨今の取引所の上場規則等により、社外監査役に追加して社外取締役を選任することになると、社外役員として適切な人材を探すことの困難に加えて人件費等も追加的に発生することになります。

他方で、監査等委員会設置会社では、監査役（会）は設置されないため、従前社外監査役として選任されてきた者を社外取締役として選任することが考えられます。

もっとも、監査役と監査等委員とでは監査の対象および監査方法等に差異が存在するた

⁴ 但し、監査等委員である社外取締役がISSの独立性基準を満たさない場合、反対を推奨することとされています。

め、横滑り的に監査等委員に選任することが適切かどうかは慎重に検討する必要があります。

(6) 今後の取引所等のルール改定への対応

平成 26 年 12 月 17 日にコーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議により公表された「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」において、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきである。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである」との提案がされています。このコーポレートガバナンス・コード（案）は、パブリックコメントに付せられ、東京証券取引所において必要な制度整備を行った上で、平成 27 年 6 月 1 日から適用することが想定されています。

そのため、上記の内容のとおり、複数の独立社外取締役の選任が求められることとなった場合の一つの対応策として、監査等委員会設置会社に移行したうえで、独立した社外取締役を選任することが考えられます。

4. 最後に

監査等委員会設置会社制度は、コーポレート・ガバナンスの強化を目的として創設された制度であり、機動的な経営および株主代表訴訟等のリスク軽減等にも資するものであって、専門家からの評価も高いようです。

他方で、監査等委員会設置会社に移行するためには、定款変更、社外取締役 2 名以上を含む監査等委員の選任および社内規の整備等の必要がありますので、これらの負担およびスケジュール等を考慮しつつ、監査等委員会設置会社に移行することを検討する必要があります。

以上

<著者経歴>

平成 16 年 慶応義塾大学法学部政治学科 卒業
平成 17 年 司法試験 合格
平成 19 年 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成 19 年～23 年 西村あさひ法律事務所 在籍
（平成 21 年～22 年 株式会社みずほコーポレート銀行法務部 出向）
平成 23 年～25 年 第一中央法律事務所 在籍
平成 25 年 大知法律事務所にパートナーとして参画
平成 26 年 中小企業庁経営革新等支援機関 認定

<主要取扱分野>

企業買収（M&A）に関するストラクチャリング、デューデリジェンス、契約書作成、交渉等
各種資金調達方法（ローン、社債、株式、新株予約権等）の検討、契約書作成、交渉等
株主総会指導
ガバナンス法務
労働法務
事業再生・倒産
民事商事紛争全般
相続関係（遺言書作成、遺言執行、遺産分割等）

<主要書籍>

平成 21 年 最新金融レギュレーション（共著） 商事法務

<問い合わせ先等>

大知法律事務所
〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-3 麹町プレイス 8 階
TEL：03-6261-2501 FAX：03-6261-2502
Email: tet@daichi-lawoffices.jp URL: <http://daichi-lawoffices.jp/>

掲載日：2015 年 2 月 24 日